

業務規程の一部変更について（新旧対照表）

（変更箇所下線部）

現行	変更後
<p>第2条（定義） 本規程において使用する用語の意味は、法において使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるところによる。 ①～⑩省略</p>	<p>第2条（定義） 本規程において使用する用語の意味は、法において使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるところによる。 ①～⑩省略 <u>⑪「提携記録機関」とは、当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。</u> <u>⑫「特定記録機関変更記録」とは、当会社を变更前電子債権記録機関、提携記録機関を变更后電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</u></p>
<p>第10条の2 記録機関変更記録は、記録できないものとする。</p>	<p>第10条の2 <u>特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録は、記録できないものとする。</u></p>
<p>第24条（免責） 1.省略 2.省略</p>	<p>第24条（免責） 1.省略 2.省略 <u>3.当会社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。</u> <u>4.当会社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前項の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者に生じた損害については、責任を負わない。</u></p>
<p>附則 第1条（施行期日） 本規程は、平成22年6月30日から施行する。 附則（平成29年4月1日改正） 第1条（施行期日）</p>	<p>附則 第1条（施行期日） 本規程は、平成22年6月30日から施行する。 附則（平成29年4月1日改正） 第1条（施行期日）</p>

<p>本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附則（令和元年 7 月 8 日改正）</u></p> <p><u>第 1 条（施行期日）</u></p> <p><u>本規程は、令和元年 7 月 8 日から施行する。</u></p>
------------------------------------	--